

山口県共同募金会県域公募助成に関する基準

1 目的

「山口県共同募金助成要綱」（以下「要綱」という。）2の(1)の規定に基づき、県域助成のうち公募による助成について、具体的な基準を定める。

2 助成対象となる活動

要綱3の(1)の規定に関し、次の基準を設ける。

概ね県全域又は複数の市町で実施する活動については、団体が新規に取り組むもの又は拡充して取り組むものを助成対象とする。

また、一つの市町で実施する一定規模以上の活動については、団体が新規に取り組むものを助成対象とする。

ただし、本県全体の地域福祉を推進する上で継続的な支援が必要な別表に定める基準を満たす団体（以下、「特定団体」という。）の場合及び配分委員会が必要と認める場合については、この限りではない。

3 助成額

要綱3の(3)の規定に関し、次の基準を設ける。

(1) 助成額は、活動に必要とされる経費総額の80%以内で上限を200万円とする。

ただし、配分委員会が必要と認める場合については、この限りではない。

(2) 法人格を持たない団体への助成額は、活動に必要とされる経費総額の80%以内で上限を50万円とする。

ただし、配分委員会が必要と認める場合については、この限りではない。

(3) 一つの市町で実施する一定規模以上の活動については、助成額の下限を30万円とする。

4 助成期間

要綱4の規定に関し、次の基準を設ける。

(1) 複数年度にまたがる継続的助成については、3年を限度とし、その場合、通常の審査に加え、1年ごとの成果及び目的の達成状況等を精査する。

ただし、特定団体の場合及び配分委員会が必要と認める場合については、3年を超える継続的助成を行うことができる。

(2) 施設・設備の整備及び車両の購入については、原則として、助成を受けた後2年間は助成対象としない。

5 審査・決定方法

要綱7の(1)の規定に関し、次の基準を設ける。

- (1) 現地調査又はヒアリングを実施する。ただし、それにより難しい場合は書面審査とする。
- (2) 評価点による審議を実施する。

平成24年4月1日制定
平成27年4月1日改正
令和3年3月29日改正

【別表】「特定団体」の基準

法人格の有無は問わないが、非営利団体であって、次の各号の一に該当する団体であること。

- (1) 支援が必要な児童、障害者、高齢者等の当事者又は家族により組織されている団体であって、概ね県域全体を活動範囲とする団体
- (2) 支援が必要な児童、障害者、高齢者等の当事者又は家族のために活動する団体であって、概ね県内の全市町に活動基盤を有する団体
- (3) 県内における地域福祉の総合的な推進を図ることを目的に設置されている団体
- (4) 県域全体を活動範囲とする更生保護に係る団体